

令和5年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議

- 1 日 時 令和5年8月18日（金）午後3時30分～5時15分
- 2 出席者 原子力安全顧問：占部顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、吉田顧問、片岡顧問、北田顧問、望月顧問、佐々木顧問、西田顧問（計10名）
鳥取県：浜田原子力安全対策監他（出席者は名簿のとおり）
米子市、境港市、中国電力
- 3 場 所 県庁緊急時対処センター（Web併用）
- 4 議題
 - （1）島根原発1号機の廃止措置計画の変更
 - （2）島根原発2号機の設計及び工事計画認可に係る審査状況

5 議事録

（浜田対策監）

皆さんこんにちは。鳥取県原子力安全対策監の浜田と申します。原子力顧問の先生方には、平素より本県の原子力防災対策、そして原子力施設の安全対策につきまして、専門的な視点からのご指導ご助言をいただきましてありがとうございます。また、本日当会議の方に説明ということで中国電力様、そして米子市境港市様の方にもご参加いただいております。ありがとうございます。すでに報道でご存知だと思いますけれども先日の台風第7号で鳥取県内非常に大きな災害が発生しております、現在災害対策本部を立てて対策を実施中でございます。本日水中部長の方が挨拶を申し上げる予定でしたけれども、災害対策の対応で外せないということで今日は欠席をさせていただいております。

本日の議題ですけれども、島根原発1号機の廃止措置計画の関係と2号機の安全対策の関係ということでお願いをしております。1号機につきましては、すでに廃止措置第1段階を実施中でございますけれども、8月8日の日に第2段階に移行するに先立って廃止措置計画の変更をするということで安全協定に基づいて、中国電力より事前報告をいただきました。その際、平井知事からは、中国電力の方に適切な説明責任を果たしていただきたいということ。そして第1段階の遂行、計画変更が適切かどうかということを原子力安全顧問の先生方の知見をいただきながら、しっかりと確認をしていきたい。そして最終的にはその知見をいただきながら米子市、境港市の意見、また県議会の意見も踏まえて回答していきたいということで、コメントをしております。

本日は、第1段階の遂行の状況そして今回の計画変更の状況、計画変更の内容が適切かどうかということを、専門的な視点から確認をしていただくということで顧問会議を開催させていただいております。それぞれの専門分野ごとの視点からしっかりと安全性についてご確認をお願いしたいと思います。

また、2号機につきましては、先日9回目の補正が出されております。安全対策工事も少し延期になっておりますけれども、大分進んできてるというところで、今の状況について説明をしていただきますので、そちらについてもご確認をいただきたいと思います。

（占部顧問）

今日の会議よろしくお願ひいたします。これから、私の方で進行役を務めさせていただきます。

本日の議題は会議次第にもありますように、島根原発1号機の廃止措置計画の変更について、島根原発2号機の設計及び、工事計画認可に関わる審査状況についてとなっております。活発な意見交換ができるよう、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。それではまず一つ目の議題であります、島根原発1号機の再措置計画の変更について中国電力様の方からご説明をお願いいたします。

（中国電力が資料1を説明）

（占部顧問）

ありがとうございます。廃止措置計画の変更について今ご説明いただきましたけれども、顧問の方でご質問やご意見のある方は挙手でお願いします。

(片岡顧問)

廃止措置について非常に綿密に、理路整然とご説明いただいて非常によろしかったと思います。

それで、廃止措置が延びたということについても、これは中国電力の責に帰するところではなくて、燃料再処理施設の完成遅れと、これはもう報道等で言われていますので、これは致し方のないことだと私は思います。ただ、鳥取県の原子力安全顧問会議としても、ぜひ、事業者に全部負担を負わせるのではなくて、国として核燃料サイクル、特に燃料再処理施設の完成について責任を持って、もちろん安全性最優先ですが、進めていただくということを、いろんな形で申し上げる必要があるのではないかと思います。ほとんどコメントになってしまいましたけれども、以上です。

(佐々木顧問)

京大の佐々木です。ご説明ありがとうございました。幾つか伺いたいですけれども、まず大きなところで3点ほど伺いたいと思います。

まず、汚染状況の調査の完了を第2段階に延ばすということになっているのですけれども、その点についてまず2点ほどあるのですが、過去に2021年ですか、去年の初めぐらいに第1段階を1年延長するというお話をあって、あの時は確か蒸気タービンでしたか、クリアランス対象物の評価に時間を要すると、ということをご説明いただいて、それに時間を要するのだということであったと思うのですけれども。

一つ目の質問というのはそれに関連してなんですけども、今回、12年という非常に長い期間、6年プラスに延長するということに、どういう内容でそれに至ることになったのかというところが、今のご説明では、具体的によく理解できなかつたということです。

それからもう一つは、第2段階からは、放射性廃棄物となりますその管理区域内の設備の解体をされるということになるわけですので、第1段階、これはいわゆる準備段階とおっしゃっている汚染状況の調査であったわけですが、これが全体として終わっていないという状況の中で、解体作業は始めるという工程に、ある意味変わるという理解をしております。これは、廃止措置戦略の大きな変更とも受け取れるのではないかと思うのですが、こうした判断に至った考え方というのが、御社の考え方というのがよくわかりませんでしたので、その辺りを補足していただきませんでしょうか。この2点です。

(中国電力)

第2段階をどうしてその12年にしたのかというところ、その辺のところの説明をお願いしたいということだと思います。もともと延長した主な理由は使用済燃料の搬出がなかなか計画通りにできなかつたというところが、大きな要因になります。当初の措置計画を申請した段階では、申請して数年後には日本原燃の再処理施設も竣工して、一定の条件を置いたのですけども、その一定の条件を置いた中で、島根1号機に貯蔵している722体の使用済燃料は、当社の計画の工程の中では、十分に余裕を持って搬出できると考えてございましたけども、ご案内の通り、まだ再処理施設が竣工していないということで、島根からまだ使用済燃料が搬出できていないという状況になります。

最新の日本原燃の再処理施設竣工は、2024年度上期のできるだけ早期にということで計画されてございます。その計画を基にして、将来、使用済燃料の受け入れ、或いは再処理がいつぐらいいから始まるのか、という我々の想定になりますけども、そういう想定において、この期間を考えれば、十分に使用済燃料を搬出できるので、その部分の工程を延ばすということで考えました。当初、我々の廃止措置計画の戦略としましては、第2段階までに使用済燃料を島根原子力発電所から出したいと、燃料を出してから次の原子炉本体、いよいよ本丸の工事に入りたいと。そういう戦略をずっと考えていてその戦略は今も変わっていないので、どうしても第二段階が延ばさざるをえなかつたという背景がございます。

それから、汚染状況のお話もありましたけれども、汚染状況について、まずクリアランスの方につきましては、運転中のクリアランス対象物につきましては、汚染の調査・分析等を行って今、規制庁にクリアランスの審査を再開していただいて審査対応をしているところでございます。

その審査対応をしている中で、廃止措置のところ、解体で出てくる廃棄物についてのクリアランスの物量等は今、審査対応をしている内容を踏まえても、これまでの我々が廃止措置側で評価したものと変わらないということが確認できましたので、クリアランス対応については影響がないということで終わったと思ってございます。

それで汚染状況の調査を継続するということは、もともと第1段階でやろうとしていたことは予定通り終了いたしました。第2段階で追加しようとしたのは、第3段階で原子炉本体の解体撤去、いよいよ線量の高いところの解体撤去作業をしていくわけですので、第2段階の段階で実際に原子炉内、圧力容器の内部やシラウドといったところから実際にサンプルをとって分析することで、我々が今計算をした放射能評価などが適切なのか、保守的なのか非保守側なのか、そういうところはしっかりと見極めることができまして、作業員の被ばく低減にはもちろ

ん寄与していくことにもなりますし、廃棄物の発生量についても、より精緻に近づいて、よりその廃棄物のレベルに応じた保管エリアですか、保管容器、そういうものの確保等々、いろいろなところに利点が出てくるということで、しっかりとその原子炉の中の材料の具体的には、放射化汚染ですけども、これをしっかりとこの段階で見ていくことは非常に次のステップの大きな知見、検討材料になるということで、もともとは計画をしていなかったのですけども、第2段階において汚染状況の調査を実施することにいたしました。2つ目の質問についてもう一度すいません。

(佐々木顧問)

2つ目は管理区域内の解体作業が始まる前に、汚染状況の調査が終わるというのが、そもそも考え方だったということで、今回のこの工程の変更ですと、第2段階にまで調査がおよんでしまっているので、これは解体作業というのを汚染状況の調査が完了する前からやるともとれてしまうので、その辺りの解釈をどのように説明で皆さんに納得していただかうかというところが重要なんじゃないかという意図です。

(中国電力)

管理区域内の作業は、作業の前には汚染状況の調査を終えてないと駄目ではないかというところだと思ひますけど、私どもも同じ認識でございます。ただ、今回第2段階で汚染状況の調査をする範囲は、第3段階で解体撤去しようとしています原子炉本体のところの調査になりますので、第2段階で予定していますタービンですか、復水器ですか、原子炉本体ではない周辺設備の解体撤去につきましては、十分に第1段階の汚染状況の調査結果を踏まえて、作業できるものと考えてございますので、このような工程にしたという理由がございます。

(佐々木顧問)

はい。わかりました。おっしゃっていることはよくわかるのですけれども、つまり、全体的な汚染状況、27枚目のスライドでも推定発生量というのがあって、これだけのものが発電所から廃棄物として出てくると。しかもレベルがそれぞれあるということが推定として出されていて、これをより精緻に調べていくのが第1段階であったというのが私の認識です。おそらく御社もそのように考えて、この数値ができるだけより正確なものに近づけていこうということで、おっしゃっていたわけですからその考え方にも納得はしていました。

今回、申し上げているのは、考え方の問題のところで、もちろんきちんと調べてから解体されるということは理解できるのですけれども、そういうことを申し上げているのではなく、まだそういう考え方が第2段階にその両方がオーバーラップするような工程というのは、基本方針に則った考え方ですので、その辺りが少しぶれてしまっているように見えてしまっているというところがありますので、そこは丁寧に、どういうことかということをご説明されるのがいいのではないかと思った次第です。これコメントということです。

続けますと、計算でされるということもわかりましたし、それから外部事象で6年延びるというところがあるということも理解しました。そうしますと、汚染状況の調査というのは、この7枚目のスライドで見ますとやはり12年間かかりますと見えてしまいますので、何か傍線の示し方ですか少し工夫される方がいいのではないかと思います。

もう1つあるのですが、その先の第4段階のところで2年短縮するとおっしゃったところなのですが、工事を並行して行うということで見直しをしたというご説明があって、それも一理あるとは思うのですけれども、かなり先のことで、今はまだ第2工程も始まっていないような状況で、具体が見えない中で、現実味に欠けるようなご提示かという印象を持ちました。今は第2段階についてのその期間延長も含めて、こうして審議をすることの方が重要なわけですから、せめてその原子炉本体の解体が始まると第3段階あたりに入ったところで、環境の影響評価とか、いろいろな具体が見えてきたところで、最後の第4段階が工事を並行するとどうなるかという見通しが示されればいいぐらいのタイミングの話と思った次第です。今こうやって2年短縮ということを出されるお考えについて、もし何かありましたらお聞かせいただけないでしょうか。

(中国電力)

最後の第4段階、もともとの年数を2年に縮めるというところで、今現在、現実味に欠けるのではないかというご意見でございました。もともとの経緯を話しますと、もともとはBWRのモデルプラントの工程が第4段階は概ね8年ぐらいだったというところで私ども当初計画の時には、そのモデルプラントの工程を始めたのですけども、実際に島根の資料にはお見せしてございませんけども、島根の工事工程等々を引っ張っていくと、こういうところが短縮できるのではないかと、より工事の短縮ができるのではないかという思いがあり示したものでございます。もともと、これまでの廃止措置の説明において、もちろん当社のスタンスでございますけども、廃止措置というのは計画的に確実に着実に進めて参ります、ということをさんざん申してきたわけで、そこでしっかりと工程も

将来を見越して、都度都度、洗替えることも必要ではないかなということで、この度2年間の短縮を今回入れさせていただいたという経緯はございます。ただ将来のことですので、先生のおっしゃるご意見も承知いたしました。これから説明もしっかりと考えていきたいと思います。

(佐々木顧問)

ありがとうございます。冒頭おっしゃったように安全確保を最優先とするというモットーがあると理解しておりますので、そのあたりをきちんと考えた上で、短縮がなされるということも含めて説明が必要だと思いますので、その辺りも踏まえて、今後ご提示いただければなど、以上です。

(北田顧問)

ご説明ありがとうございました。今の佐々木先生のところのご質問に少し関連するのですが、今回、第2段階というところが後ろには延長している形になるのですが、当然第2段階が始まるというところでは原子炉本体以外のところでの撤去が始まるというのが第2段階だと思うのですが、こここのところでの撤去にあたっての汚染状況の調査というのはもう十分になされたという認識でよろしいですか。今のご説明では、あくまで汚染状況の調査、検査というのは、第3段階に向けてのところの調査、検討であって、第2段階を進める上での調査ではないと判断してよろしいですか。

(中国電力)

先生のご認識の通りで、第2段階にやろうとしています汚染状況の調査はあくまで第3段階、原子炉本体の解体撤去するために、そこに関係する部材の放射化汚染の状況をしっかりとサンプルをとって確認するという意味でございます。佐々木先生からありましたけども、汚染状況が単純に12年続いているように見えてしまうというところで、今後の説明などでは丁寧に、第1段階の延長ではなく、第3段階に向けた汚染状況の調査を新たに第2段階でやっていくというところはもう少し丁寧な説明をして、住民の皆さんには安心していただけるようにしたいと思ってございます。以上です。

(西田顧問)

全然違った質問ですけれども、今話題になっている山口県上関町に中間貯蔵施設の建設のための調査を申請されたということですけども、これと廃止処置とはどういう関係なのでしょうか。

(中国電力)

先生からお話をありました上関の中間貯蔵施設と廃止措置との関係ですけども、まず上関地点の中間貯蔵施設の建設については、まず立地が可能かどうかを、これから調査を開始する段階ということで、現時点では具体的な計画があるわけではありません。従いまして、上関の中間貯蔵施設が将来的に使用済み燃料の貯蔵、島根の使用済み燃料の貯蔵施設として、オプションの一つとしてあるのかもしれませんけども、今現在では、島根1号機の廃止措置計画を何らか変更して、使用済み燃料計画の搬出計画に反映するような段階にはないと思っています。従いまして、今現在では上関の中間貯蔵と島根1号の廃止措置は、直接は関係がないと認識してございます。

(西田顧問)

現在のところはないということで了解をしましたけれども、今後そのあたりは関係してくるということも考えられるわけでしょうか。

(中国電力)

今後どうなるか、日本原電の再処理の竣工施設のお話もありますけども、将来のことどうなるかわからないんですけども、今後のいろいろな状況変化に応じて、再度検討をしていくことは十分可能性としてはあるのではないかと思ってございます。

(藤川顧問)

粒子状放射性物質の放出に伴って、第2段階で $17\mu\text{Sv}/\text{年}$ の公衆の被ばくを想定されたということで、もちろん労基法の周辺住民の被ばくという点では問題はないんですけども、クリアランスレベルに相当する $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ よりは高いと思い、若干気になったので、粒子状放射性物質による被ばくを想定されているということですけども、具体的にどういう形で放出されるのか、どれぐらいの粒径で出るのかというところが、非常に気になったのが第1点なので、被爆の起こるシナリオを教えてください。

クリアランス廃棄物のことで、できるだけクリアランス廃棄物にしたいということですけども、現在サイト外へのフリーリリースはクリアランス廃棄物でもできないと思うのですが、どういう利用、シナリオ考えておられるのでしょうかが、第2点です。

第3点はNRの仕分けのことが気になり、中性子が漏れてきて放射化があちこちで起こるということはそんなにないのだろうと思ったのですけど、ただ例えばトリチウムなどが建材に浸透しているとか、していないとかいうことで、NRの判定に関係するのではないかなどと思いまして、それをどう考えておられるのか。

これはコメントですけど、時に1mSv/年という公衆の被ばくと比較されるようなご発言もあったのですけど、例えばICRPの考え方ですと、例えば特定の施設からは0.3 mSv/年にするとか、いろいろな基準があるので、簡単に1mSv/年と比較されるのはあまりよくないではと思います。これはコメントです。

(中国電力)

まず1号機からの被ばくの影響ですけども、資料1の20ページの注釈で記載してございます。発電所全体第2段階中では、放射線の気体ですか液体、トータルの被ばくは1、2、3号機含めて $17\mu\text{Sv}$ になります。1号機からの影響ということではその下の注釈の中に書いてございますけども、まず $17\mu\text{Sv}$ のうちの気体、1号機からの気体、粒子状の廃棄物、これはCo-60等々を想定しております。廃止措置計画の変更認可申請書の比較表とかの後ろの方にありますが、1号機からの被ばく実効線量は気体で $0.35\mu\text{Sv}$ 、液体によるものは約 $7.4\mu\text{Sv}$ となっており、 $17\mu\text{Sv}$ の中で1号機の占める割合というのは、このぐらいの割合になるということでございます。

2つ目のクリアランスのフリーリリースの利用はまだできていませんが、どうすることに利用されますかという利用計画のお話がございました。今、関係の国、電気事業連合会、電力内でクリアランス物について何か有効に活用できないかと言うことで、関係者でもって協議をしているという事実はございます。当社としては、クリアランス物、かなりのボリュームになりますので、例えば発電所構内で何か工事をするときに使う建材、専門的には、H形鋼とか建材ございますけども、そういうものに変えて利用できないかというようなことで検討を進めてございます。

NRの仕分けのお話もございました。こちらについてはその該当する範囲が十分トリチウムも含めてですけども、汚染の履歴の確認ですか、放射化の有無等も確認をした上で、NRかどうかを判断して、それから廃棄するようになど手順を定めて、管理をしているという状況がございます。

(藤川顧問)

実は粒子状のCo-60という表現が出てきて、それは最もメジャーな放射化物であると思うのですけれど、地元の方に説明されるときには粒子状、PM2.5みたいなCo-60が発電所からどんどん出るのですかという印象を若干持ちまして、少しどきっとしましたので、その点が気になった次第です。

(占部顧問)

いろいろご意見いただきましたけども時間も相当過ぎておりますので、この議論についてはこのあたりでひとまず終わって、以後、関連する事項でご質問等あれば、県の方にメール等で連絡いただいて、結果をいただいて、皆さんにご連絡するという形をとらしていただければと思います。

ただ、今回の中国電力さんのご報告ですけども、少し根拠が曖昧な部分があると感じられることと、それから希望的観測に基づいたところが少し感じられたことが印象としてもぬぐえませんので、これまで通り実践的な根拠をしっかりと把握した上で、或いはこれまでの実績に基づいて、今後の計画を立案していくと。工程表というのはややもすれば、安全を損なう原因にもなりかねませんので、或いは文章等の不確実性を伴うということがありますので、工程を変えていく場合の慎重な取り扱い、対応をお願いできればと思います。

(中国電力)

先生ありがとうございました。工程の見直しのところ、ご意見ありがとうございました。しっかりと根拠をもってご説明できるように今後準備をしていきたいと思います。ありがとうございました。

(中国電力が資料2を説明)

(占部顧問)

ただいまのご説明に対しまして、ご質問或いはコメント等あればお願ひいたします。

(片岡顧問)

ただいまの設工認のご説明、非常に詳細で非常によくわかりました。これについては専門家会合でも十分に議論をしたところで、そこでも詳しいご説明をいただいたのですが、この内容は非常に重要で、非常に専門的なことにあるのですが、この要点を機会があれば、地元の方々にも説明されるというのが非常に重要だと思います。と申すのは、最近、年数の経った原子炉は設計が古い、設計の古さという言葉がしばしば使われますが、設工認で詳細設計についても、新たに最新の技術で設計をしているということで、決して設計は古くなっていないということを地元の方々にも十分にご説明をして、このような形で設計を常に最新化しているということをご説明することが安心に繋がるのではないかと思いますので、ぜひ工夫をしていただければと思います。コメントになってしまいましたけど、よろしくお願ひいたします。

(中国電力)

当社も住民説明等の中で、建設としてはかなり昔に作った2号機ですけれど、しっかりと新しい基準等に対応できるように、いろいろな新しい知見だとかを取り入れてしっかりとやっているということを、中身そのものはなかなか簡単にご説明して理解していただくというのはなかなか難しいかなというところ正直思いますけれど、このようにきちんと新知見等を取り込んで、古くなっているというわけではなくて、安全としてはどんどん上がっているということはきちんと丁寧にご説明していきたいという考えております。ご意見ありがとうございました。

(北田顧問)

ご説明ありがとうございました。今の片岡先生のご質問と少し関連しまして、今回モデルを大きく変更したというようなところのご説明が多々あったかと思うのですけれども、少しご説明がわかりにくいと思ったのが、なぜその変更を入れたのかというところが少し見えにくかったなっていうところがあります。そのあたりのご説明をもう少しわかりやすくしていただければと思った次第です。

その変更したというところの中の一つで、ちょっと細かですが、4ページのところの【1-3】というところで同じようにモデルの変更というのがご説明あるのですけれども、見た目で不思議に思ったのが、JEAG4601の耐震の話ですけれども、1987と書かれていて、それは古すぎるのではないかというのが見た瞬間に思った次第です。確かに2020かその辺りでも新しくなっているのが出ているかと思うのですけれども。なぜこのような古いところを引っ張り出したのだろう、言い方をかえれば先ほどのご説明であったように、新しい知見というものを踏まえて、指針というのはどんどん改訂されてきているわけですので、当然その新しい指針というものを参考にされたという記載であれば納得できるところもあるのですけれども、余りにも古いところが記載されていたので気になった次第です。おそらく内容的に大きく変化がないということもあるかと思いますけれども、新しい知見を踏まえて検討しているということが分かる説明をしていただければと思った次第です。

続けて、最後一つだけ確認させていただきたい事柄は、今回、2号機での工事計画の話になっているわけですけれども、2号機で工事が行われることによる、実際に工事行われることになった時に、先ほどご説明いただいた1号での廃炉作業に影響がないと考えてよろしいですか。1号の廃炉が2号の運転には影響がないという記載は出てきていたのですけれども、この工事においてのその影響というのがどういうものなのか、実際にはないと思うのですけれども、そのあたりのところご確認いただいた点についてご説明いただければと思います。

(中国電力)

まず、最初コメントと言われていましたパワーポイントの12ページにございます「横置円筒形容器の応力解析へのFEMモデル適用方針の変更」について、こちらにつきましては当初、ここは説明の中で割愛してございましたけれど、実際には今設置している容器の改造工事を実施しました。容器の脚のつけ根のところの当板のところが評価上厳しくて、実際そこは実力的に持つのではないか、評価解析結果で何とか説明しようと思っておりましたが、他社において当板部の改造実績があるということがわかりましたので、実際に当板を改造することで実際の設備を補強するということで、実力値を上げる対策をとりました。結果として、JEAG4601、当然古いやり方ですが保守性を持っているやり方で、結果として、計算結果が満足できるということを説明できましたので、これにつきましてはそういう対策をとった次第でございます。

もう1点ございました1号機への影響についてですが、当然、ご説明ありましたけれども廃止措置側の工事については、当然、今はまだ2号機は運転しておりませんが、今後運転するという状況での作業となりますので、当然その2号機の運転に影響を与えないようにということで、そちらについては十分注意をしながら工事をやっていくということになります。

逆に、今現在というか、2号機の工事を行っているところですけれども、これについては、当然1号機については、すでに燃料は原子炉から取り出し燃料プールでかなり冷えている状態だというところもございます。当然そ

れでもそういったものに影響がないようにということで、1号側への特に影響がないような、対策等をとりながら工事を確実に進めているという状況でございます。

(北田顧問)

もう一度確認させてください。1号機の状態、安全に向けての状態というものに対しては、当然影響がないだろうというのは予想できるのですが。少し気になりましたのは、1号での廃炉工事そのものに対する影響、例えば工事計画は1年ぐらい延びたりするような、そんなところに影響は当然ないということの確認という意味です。

(中国電力)

当然、2号が動いている中で1号機の廃止措置の工事を行うことを前提に工事の計画を立てますので、そこは織り込んだ状態での1号機の廃止措置計画になります。その点も踏まえた中で、工事計画を立てていくということになります。

(望月顧問)

質問というより先ほどの北田先生のコメントに対するコメントということで、これは委員の先生方にも聞いといいていただいた方がいいかと思って発言させてください。

JEAG4601-1987 を今回使われたというところで古いというご発言あったと思うのですが、最新のものが例えばJEAG4601-2021 というのが出ておりますが、この最新の規格がまさにこれから原子力規制庁の技術評価、エンドースにかかるとしているようなところになっています。その上で現状の4601、いわゆる原子力規制庁が認められたものというのは1987と2008だったでしょうか。かなり古いものがまだ部分的にこれを使いなさいという形の指示になっているということで、いわゆる原子力規制庁、原子力規制委員会が認めた内容ということであればその古臭いものを使っているということが妥当だということになるということで、中立的な立場から、電気協会の立場として、規格作成側の立場として発言させていただきます。

(占部顧問)

設置変更許可から工認に至る過程で、様々な問題がこれだけあるということを教えていただき、理解できたということで大変有意義な情報を提供いただきありがとうございます。今後もどんどん新しい問題点は生じてくる可能性が否定できないわけです。この詳細設計があるという以上は、今後も同様の問題に注意を払っていく必要があるという意味ではないかと思います。工事を進めるにあたってより慎重に設計に従って工事を進められるようお願いしたいと思います。

意見がないようでしたら、本日の議題については、終了したいと思いますけどもいかがですか。

(中国電力)

占部顧問ありがとうございました。当然、今後、新規制対応工事が終わったら終わりということは当然ございませんので、新たにまた新しい知見等が出たら常により安全性を高めるということを考えながら、今後も取り組んでいきたいと思っております。当然それは安全第一ということで作業安全も含めて、そういうことを考えながら、より高みを目指して頑張っていきたいと思います。今日はありがとうございました。

(占部顧問)

全体を通して何かご発言があるようでしたら、挙手をお願いいたします。

(北田顧問)

先ほども少し述べましたように、今回お送りいただいた資料だけで見ていると少し詳しい部分、背景的なところが見えないところもございます。もう少しこういうふうに考えたというご説明がもう少し補足できるようなものがありましたらあわせて事前にお送りいただけるとありがたいと思います。かなりお手数をかけることになってしまいそうなのですけれども、パワーポイントの資料だけではなかなかそういうとここまで読み取れないなっていうところがございましたので、もう少し詳細な部分が書かれたものをあわせてご提示いただければ幸いです。

(占部顧問)

1号炉の廃炉の話はかなり説明がわかりやすくて、資料も考える材料がいろいろとあったわけなのですが、工認の資料というのはなかなか難しくて、その根拠となるところが少し足りないかなというか、説明がどうしても上滑りしてしまいがちになりますので、先ほど北田委員のコメントを考慮いただいて、事前にもう少し情報をご提供い

ただければありがたいと思いますのでよろしくお願ひします。

約2時間の予定でしたけども以上でこの議論を終わりたいと思います。事務局の方に議事進行の方をお願いしますのでお願ひいたします。

(木本課長)

占部顧問には円滑な進行をしていただきまして本当にありがとうございました。顧問の皆様、その他ご出席の皆様にも貴重なご意見をいただきまして厚く御礼申し上げます。島根1号機の廃止措置計画の変更について、県は顧問の意見を伺った上で、内容を確認することとしています。すでに案内していますが、9月1日に顧問会議及び米子市境港市の関係者を交えた、鳥取県原子力安全対策合同会議を予定しております。9月1日の顧問会議に向けて県の方では取りまとめ資料の方、作成を検討しておりますので、顧問皆様のご協力をお願いいたします。出席につきましては別途紹介しますのでお忙しいところ申しわけありませんがよろしくお願ひいたします。以上をもちまして、令和5年度第2回鳥取県原子力安全顧問会議を閉会いたします。